

○岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選 hands 手数料等徴収条例施行
規則

平成 12 年 3 月 24 日

市教育委員会規則第 13 号

改正 平成 17 年 2 月 22 日市教育委員会規則第 5 号

平成 20 年 5 月 27 日市教育委員会規則第 9 号

令和 3 年 2 月 2 日市教育委員会規則第 1 号

令和 6 年 3 月 29 日市教育委員会規則第 8 号

岡山市立高等学校授業料の減免に関する規則（平成 11 年市教育委員会規則第 7 号）の
全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選 hands 手数料等徴
収条例（平成 10 年市条例第 49 号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（授業料の徴収及び納期限）

第 1 条の 2 岡山市立岡山後楽館高等学校において徴収する授業料の納期限は、別表第 1
のとおりとする。ただし、同表に定める納期限が岡山市の休日を定める条例（平成元年
市条例第 44 号）第 1 条第 1 項に定める市の休日（以下「休日」という。）に当たると
きは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を納期限とする。

（減免の対象）

第 2 条 授業料の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とす
る。

（1）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づく保護を受けている世
帯に属する者

（2）地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、当該年度の市町村民
税が非課税である世帯又は均等割のみを課されている世帯（税額控除の適用により市
町村民税の所得割が課されない世帯を除く。）に属する者

（3）前 2 号に定めるもののほか、教育委員会が特に減免の必要があると認めた者

（減免額）

第3条 授業料の減免額は、別表に定める額とする。

(申請)

第4条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書(様式第1号)に教育委員会が必要と認める書類を添えて、学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(減免の決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、その結果を学校長を経由して申請者に通知するものとする。

(減免の期間)

第6条 授業料の減免は、当該申請のあった日の属する年度内に限るものとする。

(減免事由の消滅の届出)

第7条 授業料の減免を受けている者は、減免を必要とする事由が消滅した場合は、直ちに授業料減免事由消滅届(様式第2号)を学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(減免の取消し)

第8条 教育委員会は、前条の規定による届出があったとき又は不当に授業料の減免を受けた者があるときは、当該減免の決定を取り消し、既に減免した授業料の全部又は一部を追徴するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年市教育委員会規則第5号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年市教育委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(令和3年市教育委員会規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年市教育委員会規則第8号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第1条の2関係）

期	第一期 (4月から6 月まで)	第二期 (7月から9 月まで)	第三期 (10月から 12月まで)	第四期 (1月から3 月まで)
徴収期限	6月末	9月末	12月25日	2月末

別表2（第3条関係）

減免事由	減免額
生活保護法の規定に基づく保護を受けている世帯に属する者	全額
市町村民税が非課税である世帯又は均等割のみを課されている世帯（税額控除の適用により市町村民税の所得割が課されない世帯を除く。）に属する者	
第2条第3号の規定により、教育委員会が特に必要と認めた者	その都度教育委員会が定める額

様式第1号(第4条関係)

授業料減免申請書

年 月 日

岡山市教育委員会様

申請者(保護者)

住所

氏名

[生徒が20歳以上の場合は、生徒本人の氏名を記入]

下記の理由により授業料の減免を受けたいので、岡山市立高等学校授業料の減免に関する規則に基づき関係書類を添えて申請します。

記

岡山市立岡山後楽館高等学校		科程	部	組
生徒	フリガナ			生年月日
	氏名			年 月 日
	現住所			
減免を必要とする理由				
学校長の意見	学校長 印			

様式第2号(第7条関係)

授業料減免事由消滅届

年 月 日

岡山市教育委員会様

保護者

住所

氏名

[生徒が20歳以上の場合は、生徒本人の氏名を記入]

下記の理由により授業料減免の事由が消滅したので、岡山市立高等学校授業料の減免に関する規則第7条により届け出ます。

記

岡山市立岡山後楽館高等学校	フリガナ	
科程 部 組	生徒氏名	
減免事由 消滅時期	年 月 日	
理由		